

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 6 年 9 月 20 日

支出負担行為担当官

中部地方整備局長 佐藤 寿延

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 23

1. 事業概要

(1) 品目分類番号 41、42

(2) 事業名 国道 1 号四日市茂福電線共同溝 P F
I 事業

(3) 事業の対象となる公共施設等の種類

電線共同溝（道路法第 2 条第 2 項の 7 に定
める電線共同溝（道路附属物））、道路（歩
道、車道）、道路附属物（道路照明等）

(4) 事業場所

自）三重県四日市市茂福町地先

至）三重県四日市市羽津町地先

(5) 事業概要

本事業は、民間資金等の活用による公共施
設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年
法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）第
7 条に基づき選定された事業として、開札の

結果、落札者とされた者が、落札者の提案に基づき、いわゆる B T O (Build, Transfer and Operate) 方式により、電線共同溝（管路部・特殊部（地上機器除く）・横断部）、歩道、道路附属物、車道（以下「本施設」という。）の設計、工事、工事監理及び維持管理を包括的に実施するものである。

(6) 業務内容

- ① 設計業務（事前調査業務、詳細設計業務及び調整マネジメント業務（設計段階））
- ② 工事業務（既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務、整備工事業務（※電線の入線工事、既存電柱・電線の撤去・移設及び占用物件の協議・補償・移設は業務に含まない。）、調整マネジメント業務（工事段階）、本事業で整備する施設の所有権移転業務）
- ③ 工事監理業務
- ④ 維持管理業務（点検業務・補修業務、調整マネジメント業務（維持管理段階））

(7) 事業期間 事業契約締結日から令和 36 年 3

月末までの約 30 年間を予定する。

2. 競争参加資格

(1) 応募者の構成

① 応募者は、1. (6)に掲げる業務を実施することを予定する単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）であること。

② 応募グループの場合は、構成される企業（以下「構成員」という。）の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が応募手続を行うこと。なお、応募企業の場合は代表企業を兼ねるものとする。

③ 応募企業又は応募グループは、契約締結までに本事業を行うための S P C を会社法に基づき株式会社として設立することを基本とする。なお、応募企業又は応募グループの全ての構成員が一定の要件を満たす場合はこの限りではない。一定の要件とは、次のアからイまでの要件を全て満たす場合をいう。

ア 直近 3 期が債務超過でないこと。

イ 経常損益が3期連続で赤字でないこと。

- ④ 上記③のSPCの設立において、代表企業及び構成員はSPCに出資すること。また、SPCへの出資については、次のアからウまでの要件を満たすこと。

ア 代表企業及び構成員は、SPCの株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権を保有すること。

イ 代表企業の議決権保有割合が株主中唯一最大となること。

ウ SPCの株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまでSPCの株式を保有することとし、中部地方整備局の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。

- ⑤ SPCを設立する場合は、応募企業又は構成員以外の者で、事業者より業務を受託し又は請負うことを予定する者（以下「協力企業」という。）についても、第一次審査資料の提出時に協力企業として明記すること。なお、協力企業とは、SPCの設立において、

S P Cに出資しない企業のことである。

- ⑥ 応募にあたり、代表企業、構成員又は協力企業それぞれが、1. (6)に掲げる業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施すること又は業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。また、1. (6)に掲げる業務以外の業務を実施するその他企業は、実施する業務を明らかにすること。詳細は入札説明書による。
- ⑦ 代表企業、構成員又は協力企業の変更は認めない。ただし、第二次審査資料（提案書）の提出期限までに代表企業、構成員又は協力企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、中部地方整備局と協議するものとし、中部地方整備局が変更を認めた場合はこの限りではない。
- ⑧ 代表企業、構成員又は協力企業のいずれかが、他の応募グループの代表企業、構成員又は協力企業でないこと。
- ⑨ 代表企業、構成員又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係において関連のある

者が、他の応募グループの代表企業、構成員
又は協力企業でないこと。

- ⑩ 上記⑨において、「資本関係又は人的関係に
おいて関連のある者」の詳細は入札説明書に
よる。

(2) 応募者共通の参加資格要件

応募企業及び構成員並びに協力企業は、次の

- ①から⑧までの要件を満たさなければならな
い。

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165
号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない
者であること。

- ② P F I 法（平成 11 年法律第 117 号）第 9 条
の規定に該当しない者であること。

- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基
づき更生手続開始の申立てがなされている者
又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に
基づき再生手続開始の申立てがなされている
者（中部地方整備局が別に定める手続きに基
づく一般競争参加資格の再認定を受けた者を
除く。）でないこと。

- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を

支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- ⑤ 第一次審査資料（参加表明書等）の提出期限の日から開札の日までの期間に、中部地方整備局から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号、令和 2 年 12 月 25 日国会公契第 22 号にて改正）に基づく指名停止を受けていないこと。また、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成 10 年 8 月 5 日付け建設省厚契発第 33 号）及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成 14 年 10 月 29 日付け国官会第 1562 号）に基づく指名停止を受けていないこと。

- ⑥ 本事業に係るアドバイザー業務に携わった株式会社近代設計及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業あるいはこれらの者と資本関係又は人的関係についての関

連のある者でないこと。

- ⑦ 有識者委員会の委員及び委員以外の者で有識者委員会において出席及び意見を求められた者が属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係においての関連のある者でないこと。

- ⑧ 上記⑥及び⑦において、「資本関係又は人的関係においての関連のある者」の詳細は入札説明書による。

(3) 設計企業の参加資格要件

代表企業、構成員又は協力企業のうち、1.

- (6)①に掲げる設計業務を実施する者（以下「設計企業」という。）は、次の①から④までの要件を満たさなければならない。ただし、調整マネジメント業務（設計段階）のみを実施する者はこの限りでなく、次の②又は事業監理業務の実績を有する者若しくは 2. (4)に掲げる工事企業の参加資格要件②を満足する者であれば良いものとする。事業監理業務の詳細は入札説明書による。

- ① 中部地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和 5・6 年度土木

関係建設コンサルタント業務に係る一般競争
(指名競争) 参加資格の認定を受けていること。
(会社更生法(平成14年法律第154号)
に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)
に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

- ② 次のいずれかの実績(設計共同体にあっては、分担業務としての実績について1件以上)を有すること。ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成26年4月1日以降公示日までに完了し、引渡済みの業務(発注者から直接請け負った者として実施した業務)とする。

ア 電線共同溝の実施(詳細)設計業務

イ 電線共同溝の基本(予備・概略)設計業務

- ③ 次に掲げる基準を満たす管理技術者を配置

できること。

ア 管理技術者は次に掲げるいずれかの資格を有すること。

- a. 技術士（総合技術監理部門：建設一道路、又は、建設部門）
- b. 国土交通省登録技術者資格（施設分野：道路－業務：計画・調査・設計）
- c. 土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者、1級土木技術者）（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く）

イ 次のいずれかの実績を有すること。ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成26年4月1日以降公示日までに完了し、引渡済みの業務（発注者から直接請け負った者として実施した業務）とする。なお、上記の期間に、産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労

働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する休業）及び介護休業（同条第2号に規定する休業）（以下単に「休業」という。）を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間（以下「評価対象期間」という。）を延長することができるものとし、この場合においては、休業を取得したことを証明する書類を添付する。

- a. 電線共同溝の実施（詳細）設計業務
- b. 電線共同溝の基本（予備・概略）設計業務

ウ 外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（旧建設大臣を含む。以下同じ。）（不動産・建設経済局（旧土地・建設産業局及び旧総合政策局も含む。以下同じ。）建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに

当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名されるためには競争参加資格確認結果の通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

- ④ 上記②、③の実績として挙げた業務実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した業務に係る実績である場合にあっては、評定点が 60 点未満のものは、実績として認めない。

(4) 工事企業の参加資格要件

代表企業、構成員又は協力企業のうち、1. (6)②に掲げる工事業務を実施する者（以下「工事企業」という。）は、次の①から③までの要件を満たさなければならない。ただし、調整マネジメント業務（工事段階）のみを実施する者はこの限りでなく、次の②の要件又は 2. (3)に掲げる設計企業の参加資格要件②を満たせば良いものとする。

① 中部地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）におけるアスファルト舗装工事の令和５・６年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

② 平成２１年４月１日以降に、元請けとして、完成・引渡しが完了し、下記の条件を満足する同種工事を施工した実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率２０％以上の場合のものに限る。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

ア 同種工事として、供用中の道路法上の道路（国道・都道府県道・市町村道のいずれ

か) で車線減少を伴う交通規制を実施し、
かつ電線共同溝若しくは情報ボックス類の
地中化工事を施工した実績を有すること。

なお、当該実績が国土交通省及び内閣府
沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関
係事務所を含む）の発注した工事に係る実
績である場合にあっては、評定点が 65 点未
満のものは、実績として認めない。

- ③ 次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術
者（以下「配置予定技術者」という。）を当該
事業の整備工事業務に着手する日から専任で
配置できること。

ア 1 級土木施工管理技士又はこれと同等以
上の資格を有する者であること。なお、「こ
れと同等以上の資格を有する者」とは、次
のものをいう。

a. 1 級建設機械施工技士の資格を有する
者

b. 技術士（建設部門、農業部門（選択科
目を「農業農村工学」又は「農業土木」
とするものに限る。）、森林部門（選択科
目を「森林土木」とするものに限る。）又

は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業農村工学」、「農業－農業土木」又は「森林－森林土木」とするものに限る。))の資格を有する者

c. これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者（建設業法第15条第2号ハ該当「建設省告示第128号（平成元年1月30日）最終改正：平成12年12月12日建設省告示第2345号」を参照）

d. 1級土木施工管理技士又は1級建設機械施工技士の合格を通知されている者のうち、合格証明書が交付されていない者（合格通知から6ヶ月以内に限る。）

イ 平成21年4月1日以降に、元請けとして、完成・引渡しが完了し、上記②に掲げる同種工事の経験を有する者であること。
なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。ただし、乙型JV（異工種JV）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事

の実績であること。また、上記の期間に 1 年以上の長期休業を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。なお、長期休暇を取得した期間に相当する期間を、実績として求める期間に加える場合、期間は年単位とし、1 年未満は切り捨てとする。

なお、当該経験が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含む。）に係るものにあつては、評価点合計が 65 点未満のものを除く。経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち 1 社の配置予定の主任（監理）技術者が上記の工事経験を有していればよい。

ウ 配置予定技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係（3 ヶ月以上）があること。

エ 配置予定技術者は、建設業法第 7 条第 2 号及び第 15 条第 2 号に定められた技術者（営業所専任技術者）でないこと。

オ 監理技術者にあつては、監理技術者資格

者証及び監理技術者講習修了証を有する者
であること。

カ 上記アからオまでについて確認出来る書
類を添付すること。その添付がされない場
合は、本競争に参加出来ないことがある。

キ 配置予定技術者については、同一の技術
者を重複して他の工事等の候補者とするこ
とは差し支えないが、入札前に、同一の技
術者を重複して複数工事（本件を除く）の
配置予定の技術者とする場合において、他
の工事を落札（特例監理技術者を配置予定
の場合は、同一の技術者が2件目の他の工
事を落札）したことにより配置予定の技術
者を配置することができなくなったとき
は、入札してはならず、申請書を提出した
者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこ
と。他の工事を落札したことにより配置予
定の技術者を配置することができないにも
関わらず入札した場合においては、指名
停止措置要領に基づく指名停止を行うこと
がある。また、入札後、他の工事を落札
（特例監理技術者を配置予定の場合は、同

一の技術者が2件目の他の工事を落札) したことにより配置予定の技術者を配置できなくなったときは、直ちに申し出を行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず、落札決定までの間に申し出がない場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(5) 工事監理企業の参加資格要件

代表企業、構成員又は協力企業のうち、1.

(6)③に掲げる工事監理業務を実施する者（以下「工事監理企業」という。）は、次の要件を満たさなければならない。

① 中部地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和5・6年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

② 平成21年4月1日以降に元請けとして、同種工事（2. (4)②で掲げる工事）の工事監督支援、又は、大規模な土木工事を行う公益民間企業自ら工事監督を行った実績を有

すること。なお、当該業務が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む。）の発生した業務に係る実績である場合にあっては、評価点が 60 点未満のものは、実績としては認めない。

(6) 維持管理企業の参加資格要件

代表企業、構成員又は協力企業のうち、1. (6)④に掲げる維持管理業務を実施する者（以下「維持管理企業」という。）は、次の①から③までの要件を満たさなければならない。ただし、点検・補修業務のうち点検業務のみを実施する者は次の①及び②の要件を満たせば良いものとし、補修業務のみを実施する者は次の③の要件を満たせば良いものとする。また、調整マネジメント業務（維持管理段階）のみを実施する者はこの限りでなく、2. (2) に掲げる応募者共通の参加資格要件を満たせば良いものとする。

- ① 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における土木関係建設コンサルタント業務に係る令和 5・6 年度一般競争（指名競争）参加資

格の認定を受けていること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

② 平成 26 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に完了した、国及び地方公共団体発注による道路構造物保守点検業務の実績を有していること。

③ 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における維持修繕工事の令和 5・6 年度一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

(7) その他企業の参加資格要件

代表企業、構成員又は協力企業のうち、1.

(6)に掲げる業務以外を実施する企業の参加資格要件は、2. (2)による。

3. 総合評価に関する事項

(1) 入札参加者は入札書及び第二次審査資料

(以下「事業提案」という。)をもって入札し、入札価格が予定価格の範囲内である者のうち、内容点、価格点及び加点項目を合計した数値(以下「総合評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

(2) 入札参加者からの事業提案を入札説明書に添付する選定基準に基づき審査する。ただし、事業提案に要求範囲外の事業提案が記載されていた場合、その部分は採点の対象としない。

① 内容点評価の基本的概念としては、要求水準書を満たしていることが前提となるため、事業提案がより優れていると認められるものは、その程度に応じて内容点を付与する。内容点は加点措置を含め全体で810点満点(賃上げの実施を含む)とする。

② 入札価格が最低である者を第1位とし、価

格点の満点である 350 点を付与する。その他の入札参加者の価格点は、第 1 位の入札価格（最低入札価格）と当該入札参加者の入札価格（当該入札価格）との比率による算出する。

- (3) (1)において、総合評価点値の最も高い者が 2 者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

4. 入札手続等

- (1) 担当部局 〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸 2 丁目 5 番 1 号 名古屋合同庁舎第 2 号館内 中部地方整備局 総務部 契約課
電話 052-953-8138

- (2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

令和 6 年 9 月 20 日から令和 6 年 11 月 22 日までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。)) を除く毎日、10 時 00 分から 16 時 00 分まで。

ただし、最終日は正午までとする。上記(1)において書面により交付するので、記録媒体

(CD-R) を(1)に持参すること。

(3) 第一次審査資料の提出期間、場所及び方法

提出期間は、令和 6 年 9 月 20 日から令和 6 年 10 月 11 日まで。土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日（以下、「休日」という。）を除く毎日、午前 10 時 00 分から午後 4 時 00 分まで。ただし、提出締切最終日は、午前 10 時 00 分から正午までとする。

提出場所は 4. (1)に同じ。提出方法は郵送（書留郵便に限る。）もしくは託送（以下「郵送等」という。）による。

(4) 入札書及び第二次審査資料の提出期間、場所及び方法

提出期間は、競争参加資格確認結果の通知日の翌日から令和 6 年 11 月 25 日までの休日を除く毎日、10 時 00 分から 16 時 00 分まで。ただし、提出締切最終日は正午までとする。提出場所は 4. (1)に同じ。入札説明書添付 8 による。

(5) 開札の日時及び場所

開札は令和 7 年 1 月 29 日 10 時 00 分。

名古屋合同庁舎第 2 号館 中部地方整備局

総務部契約課入札室にて行う。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除する。

② 契約保証金 納付する。

中部地方整備局は、事業契約に基づいて事業者が実施する本事業の履行を確保するため、次のアからウのいずれかの方法による事業契約の保証を求めることを予定している。なお、契約保証金の金額、保証金額又は保険金額は、本施設の整備費（設計業務に係る調査・設計費、工事業務に係る工事費、調整マネジメント業務（設計段階）に係る費用及び工事監理業務に係る工事監理費）に相当する合計額の 10 分の 1 以上とする。

ア 会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条

の 9 第 1 項に基づく契約保証金の納付

イ 会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条

の 9 第 2 項に基づく契約保証金に代わる有

価証券その他の担保の提供

a. 契約保証金に代わる担保となる有価証

券等の提供

b. 債務の不履行により生ずる損害金の支

払を保証する銀行、国が確実と認める金

融機関又は保証事業会社（公共工事の前

払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法

律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保

証事業会社をいう。）の保証

ウ 会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29

条の 9 第 1 項ただし書きに基づく契約保証

金の納付に代わる担保の提供

a. 債務の不履行により生ずる損害をてん

補する履行保証保険契約の締結

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

① 入札公告等にした競争参加資格のない者のした入札。

② 委任状を持参しない代理人のした入札。

③ 入札参加表明書に記載された応募者の代表

企業以外の者のした入札。

- ④ 入札参加表明書その他の一切の提出した書類に虚偽の記載をした者のした入札。
- ⑤ 記名押印を欠く入札。
- ⑥ 金額を訂正した入札。
- ⑦ 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札。
- ⑧ 明らかに連合によると認められる入札。
- ⑨ 同一事項の入札について他の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札。
- ⑩ その他本件入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札。

(4) 落札者の決定方法

上記 3. (1)に定めるところに従い、総合評価値の最も高い者を落札者とする。

- (5) 手続きにおける交渉の有無 無。
- (6) 契約書作成の要否 要。
- (7) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。
- (8) 第二次審査資料のヒアリングを行う。
- (9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記

4. (1)に同じ。

(10) 一般競争参加資格の認定を受けていない者を
本事業に係る業務に携わる者とする場合の参
加

上記 2. (3)①、(4)①又は(6)①及び③に掲げ
る一般競争参加資格の認定を受けていない者も
上記 4. (3)により申請書及び資料を提出するこ
とができるが、競争に参加するためには、開札
の時に於いて、当該一般競争参加資格の認定を
受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていな
ければならない。

(11) 詳細は入札説明書による

Summary

- (1) Official in charge of disbursement of
the procuring entity: Hisanobu Sato,
Director-General of Chubu Regional
Development Bureau, Minister of Land,
Infrastructure, Transport and Tourism
- (2) Classification of the service to be
produced: 41, 42
- (3) Subject matter of the contract: PFI-
based design, construction and maintenance

of the National Highway Route 1 Mochibuku

Common-Use Cable Tunnel (BT0-scheme)

(4) Time-limit for the submission of
application forms and relevant documents
for the qualification : 12:00 P.M. (noon)

11 October 2024

(5) Time-limit for the submission of
tenders : 12:00 P.M. (noon) 25 [November](#)
2024

(6) Contact point for tender documentation:

The first Contract Section Contract
Division, General Affairs Department, Chubu
Regional Development Bureau, Ministry of
Land, Infrastructure, Transport and Tourism
2-5-1, Sannomaru, Naka-Ward, Nagoya-City,
Aichi-Prefecture 460-8514, Japan TEL 052-
953-8138